



三重県公報

令和3年6月29日（火）

第 221 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
115	三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条の規則で定める地域等を定める規則の一部を改正する規則	(戦略企画総務課)	2
116	三重県行政組織規則の一部を改正する規則	(総 務 課)	2
人 事 委 規 則			
	三重県人事委員会規則7-12（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則	(人 事 委 員 会)	3
	三重県人事委員会規則7-75（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則	(同)	4
	三重県人事委員会規則12-4（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則	(同)	6
告 示			
451	三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条の規則で定める地域等を定める規則第1条第7号に基づき知事が定める地域を廃止する告示	(戦略企画総務課)	7
452	児童福祉法施行細則第22条の規定による徴収額の一部を改正する告示	(子 育 て 支 援 課)	7
453	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障 が い 福 祉 課)	10
454	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	10
455	車両制限令第3条第4項に定める道路の指定及び同令第10条第2項に定める通行方法	(道 路 管 理 課)	11
公 告			
	三重県公営企業の業務状況の公表	(財 政 課)	13
	同伴	(同)	26
	三重県病院事業の業務状況の公表	(同)	31
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	(農 地 調 整 課)	36
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(水産資源管理課)	36
正 誤			
	令和2年11月27日付け三重県公報162号	(財 政 課)	36

規 則

三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条の規則で定める地域等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年六月二十九日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県規則第百十五号

三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条の規則で定める地域等を定める規則の一部を改正する規則

三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条の規則で定める地域等を定める規則（平成二十八年三重県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（条例第一条の規則で定める地域） 第一条 三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例（平成二十八年三重県条例第二号。次条において「条例」という。）第一条の規則で定める地域は、次の各号に掲げるものとする。 一 五 （略） 六 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域の市町及び過疎地域とみなされる区域 七 （略） 附 則 1 （略） 2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第五条に規定する特定市町村（同法附則第六条第一項、第七条第一項及び第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）については令和三年度から令和八年度までの間に限り、同法附則第五条に規定する特別特定市町村（同法附則第六条第二項、第七条第二項及び第八条第二項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）については令和三年度から令和九年度までの間に限り、第一条第六号の区域とみなす。	（条例第一条の規則で定める地域） 第一条 三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例（平成二十八年三重県条例第二号。次条において「条例」という。）第一条の規則で定める地域は、次の各号に掲げるものとする。 一 五 （略） 六 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項（同法第三十二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する区域及び同法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域 七 （略） 附 則 （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年六月二十九日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県規則第百十六号

三重県行政組織規則の一部を改正する規則

三重県行政組織規則（平成十四年三重県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(職制)

第十九条 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、特定の事務を処理するために、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職の職務はそれぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

職	組織	職務
(略)	(略)	(略)
太平洋・島サミット推進監	雇用経済部	上司の命を受けて太平洋・島サミットに関する事務を処理する。
緊急経済対策監	雇用経済部	上司の命を受けて緊急経済対策に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)

4・5 (略)

改正前

(職制)

第十九条 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、特定の事務を処理するために、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職の職務はそれぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

職	組織	職務
(略)	(略)	(略)
太平洋・島サミット推進監	雇用経済部	上司の命を受けて太平洋・島サミットに関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)

4・5 (略)

附 則

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

人事委規則

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年六月二十九日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七一一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七一一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表第一（第二条関係）

別表第一（第二条関係）

組織	職	区分
知事本庁	(略)	(略)
部局	課長（任用規則別表に規定する課長級の職にあつては、人事委員会が別に定めるものにより、任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあつては、職の区分が八種及び十一種と定められているものを除く。） 担当課長（人事委員会が別に定めるものに限る。） 検査監	十種

組織	職	区分
知事本庁	(略)	(略)
部局	課長（任用規則別表に規定する課長級の職にあつては、人事委員会が別に定めるものにより、任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあつては、職の区分が八種及び十一種と定められているものを除く。） 担当課長（人事委員会が別に定めるものに限る。） 検査監	十種

		コンビナート防災監 危機管理特命監 県民の声相談監 コンプライアンス・労使 協働推進監 企画調整監 人権・危機管理監 地域共生社会推進監 子ども虐待対策・里親制 度推進監 土砂対策監 人権監 消費生活監 移住促進監 農林水産政策・輸出促進 監 障がい者雇用推進監 太平洋・島サミット推進 監 緊急経済対策監 MICE誘致推進監 建設企画監 水災害対策監 建築審査監 会計支援監				コンビナート防災監 危機管理特命監 県民の声相談監 コンプライアンス・労使 協働推進監 企画調整監 人権・危機管理監 地域共生社会推進監 子ども虐待対策・里親制 度推進監 土砂対策監 人権監 消費生活監 移住促進監 農林水産政策・輸出促進 監 障がい者雇用推進監 太平洋・島サミット推進 監 MICE誘致推進監 建設企画監 水災害対策監 建築審査監 会計支援監	
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)

附 則

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七―七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年六月二十九日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七―七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七―七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する

改 正 後				改 正 前			
別表（第二条関係） イ 行政職給料表				別表（第二条関係） イ 行政職給料表			
組織	職務の 級	基準と なる職 務	職名	組織	職務の 級	基準と なる職 務	職名
知事部	(略)	(略)	(略)	知事部	(略)	(略)	(略)
局、議 会事務 局、監	6 級	1 から 4 まで	担当課長 専門監 担当室長	局、議 会事務 局、監	6 級	1 から 4 まで	担当課長 専門監 担当室長

査委員 事 務 局、人 事委員 会事務 局、教 育委員 会事務 局、労 働委員 会事務 局、選 挙管理 委員会 事 務 局、海 区漁業 調整委 員会事 務局及 び内水 面漁場 管理委 員会事 務局	コンビナート防災監 危機管理特命監 県民の声相談監 コンプライアンス・労使協働 推進監 企画調整監 人権・危機管理監 地域共生社会推進監 子ども虐待対策・里親制度推 進監 土砂対策監 人権監 消費生活監 移住促進監 農林水産政策・輸出促進監 障がい者雇用推進監 太平洋・島サミット推進監 緊急経済対策監 M I C E 誘致推進監 建設企画監 水災害対策監 建築審査監 検査監 会計支援監 行政組織規則第 110 条第 1 項 の表の上欄に規定する副局長 副校長（任用規則別表に規定 する課長級の職にあるものに 限る。） 副館長（任用規則別表に規定 する課長級の職にあるものに 限る。） 行政組織規則第 110 条第 1 項 の表の上欄に規定する部長 行政組織規則第 110 条第 1 項 の表の上欄に規定する事務長 技術管理監 林業人材育成推進監 教授 調整監 政策法務監 次長（任用規則別表に規定す る課長級の職にあるものに限 る。） 所長（任用規則別表に規定す る課長級の職にあるものに限 る。） 副所長（任用規則別表に規定 する課長級の職にあるものに 限る。）	査委員 事 務 局、人 事委員 会事務 局、教 育委員 会事務 局、労 働委員 会事務 局、選 挙管理 委員会 事 務 局、海 区漁業 調整委 員会事 務局及 び内水 面漁場 管理委 員会事 務局	コンビナート防災監 危機管理特命監 県民の声相談監 コンプライアンス・労使協働 推進監 企画調整監 人権・危機管理監 地域共生社会推進監 子ども虐待対策・里親制度推 進監 土砂対策監 人権監 消費生活監 移住促進監 農林水産政策・輸出促進監 障がい者雇用推進監 太平洋・島サミット推進監 M I C E 誘致推進監 建設企画監 水災害対策監 建築審査監 検査監 会計支援監 行政組織規則第 110 条第 1 項 の表の上欄に規定する副局長 副校長（任用規則別表に規定 する課長級の職にあるものに 限る。） 副館長（任用規則別表に規定 する課長級の職にあるものに 限る。） 行政組織規則第 110 条第 1 項 の表の上欄に規定する部長 行政組織規則第 110 条第 1 項 の表の上欄に規定する事務長 技術管理監 林業人材育成推進監 教授 調整監 政策法務監 次長（任用規則別表に規定す る課長級の職にあるものに限 る。） 所長（任用規則別表に規定す る課長級の職にあるものに限 る。） 副所長（任用規則別表に規定 する課長級の職にあるものに 限る。）
--	---	--	--

			副センター長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 市町教育支援・人事監 学校防災推進監 特別支援学校整備推進監 子ども安全対策監 人権教育監 書記長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 室長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 局長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。）
		(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			
ロ～ハ (略)			

			副センター長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 市町教育支援・人事監 学校防災推進監 特別支援学校整備推進監 子ども安全対策監 人権教育監 書記長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 室長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 局長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。）
		(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			
ロ～ハ (略)			

附 則

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

三重県人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、
 三重県人事委員会規則二二一四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布します。
 令和三年六月二十九日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則二二一四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則
 三重県人事委員会規則二二一四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
本庁		本庁	
機 関	職	機 関	職
(略)	(略)	(略)	(略)
知事部局	危機管理統括監 最高デジタル責任者	知事部局	危機管理統括監 最高デジタル責任者
	部長 デジタル社会推進局長 局長		部長 デジタル社会推進局長 局長
	理事 参事 副部長 副局長 危機管		理事 参事 副部長 副局長 危機管
	理副統括監 危機管理地域統括監 副		理副統括監 危機管理地域統括監 副
	最高デジタル責任者 次長 担当次長		最高デジタル責任者 次長 担当次長
	ひとづくり政策総括監 コンプライア		ひとづくり政策総括監 コンプライア
	ンス総括監 医療政策総括監 へき地		ンス総括監 医療政策総括監 へき地
	医療総括監 首都圏営業拠点運営総括		医療総括監 首都圏営業拠点運営総括
	監 太平洋・島サニット推進総括監 工		監 太平洋・島サニット推進総括監 工
	事検査総括監 課長 担当課長 副課		事検査総括監 課長 担当課長 副課
	長 副参事 専門監 コンビナート防		長 副参事 専門監 コンビナート防
	災監 危機管理特命監 県民の声相談		災監 危機管理特命監 県民の声相談

	監 コンプライアンス・労使協働推進監 企画調整監 人権・危機管理監 地域 共生社会推進監 子ども虐待対策・里親 制度推進監 土砂対策監 人権監 消 費生活監 移住促進監 農林水産政 策・輸出促進監 障がい者雇用推進監 太平洋・島サミット推進監 緊急経済 対策監 MICE誘致推進監 建設企 画監 水災害対策監 建築審査監 検 査監 部又はデジタル社会推進局の人 事を担当する班長、主幹、係長、主査、 主任、主事及び技師 戦略企画部秘書課 班長、主幹、係長、主査、主任、主事及 び技師（調整担当、情報担当及び随行 秘書担当のものに限る。） 総務部総 務課班長、主幹、係長、主査、主任、主 事及び技師（組織担当のものに限る。） 総務部行財政改革推進課班長、主幹、 係長、主査、主任、主事及び技師（行財 政改革担当及び懲戒担当のものに限 る。） 総務部法務・文書課班長、主幹、 係長、主査、主任、主事及び技師（法務 担当のものに限る。） 総務部人事課班 長、主幹、係長、主査、主任、主事及び 技師（人事担当、給与制度担当及び人材 活用担当のものに限る。） 総務部財政 課班長、主幹、係長及び主査（予算担当 のものに限る。） 総務部税務企画課班 長、主幹、係長、主査、主任、主事及び 技師（人事担当のものに限る。） 総務 部管財課班長、主幹、係長又は主査（庁 舎管理担当のものに限る。）	
備考	（略）	（略）

	監 コンプライアンス・労使協働推進監 企画調整監 人権・危機管理監 地域 共生社会推進監 子ども虐待対策・里親 制度推進監 土砂対策監 人権監 消 費生活監 移住促進監 農林水産政 策・輸出促進監 障がい者雇用推進監 太平洋・島サミット推進監 MICE 誘致推進監 建設企画監 水災害対策 監 建築審査監 検査監 部又はデジ タル社会推進局の人事を担当する班長、 主幹、係長、主査、主任、主事及び技師 戦略企画部秘書課班長、主幹、係長、 主査、主任、主事及び技師（調整担当、 情報担当及び随行秘書担当のものに 限る。） 総務部総務課班長、主幹、 係長、主査、主任、主事及び技師（組織 担当のものに限る。） 総務部行財政改 革推進課班長、主幹、係長、主査、主任、 主事及び技師（行財政改革担当及び懲戒 担当のものに限る。） 総務部法務・文 書課班長、主幹、係長、主査、主任、主 事及び技師（法務担当のものに限る。） 総務部人事課班長、主幹、係長、主査、 主任、主事及び技師（人事担当、給与制 度担当及び人材活用担当のものに限 る。） 総務部財政課班長、主幹、係長 及び主査（予算担当のものに限る。） 総 務部税務企画課班長、主幹、係長、主査、 主任、主事及び技師（人事担当のものに 限る。） 総務部管財課班長、主幹、係 長又は主査（庁舎管理担当のものに限 る。）	
備考	（略）	（略）

附 則
この規則は、令和三年七月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 451 号
三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条の規則で定める地域等を定める規則第 1 条
第 7 号に基づき知事が定める地域（令和 2 年三重県告示第 435 号）は、令和 3 年 6 月 29 日限り廃止します。
令和 3 年 6 月 29 日
三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県告示第 452 号
児童福祉法施行細則第 22 条の規定による徴収額（令和 3 年三重県告示第 233 号）の一部を次のように改正し、

令和3年7月1日から施行し、改正後の規定は、同月分以降に係る費用徴収について適用します。

令和3年6月29日

三重県知事 鈴木 英 敬

表1の備考を次のように改める。

備考	1	この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
	2	階層区分の認定について、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。
	3	所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
	4	この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。
	5	児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。 (1) 「単身世帯」 ……扶養義務者のいない世帯（自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。） (2) 「母子世帯等」 ……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。 (3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」 …次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。 イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。 ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。 エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
	6	(4) 「その他の世帯」 …保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。 同一世帯から2人以上の児童等がこの表の入所施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム又は表2の入所施設に入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の徴収金基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の徴収金額とする。 ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額＋児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（平成19年12月18日厚生

	労働省発障第 1218002 号厚生労働事務次官通知)」等の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(児童福祉法第 24 条の 7 に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第 21 条の 5 の 28 に規定する肢体不自由児通所医療又は第 24 条の 20 に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は 0 円とする。 7 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は 0 円とする。 8 助産施設における助産の実施については次のとおりである。 (1) 児童福祉法第 22 条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。 ア その妊産婦の属する世帯の階層区分が D 階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときは D 階層のうち市町村民税所得割の額が 19,000 円までの場合であっても差し支えない。 イ その妊産婦の属する世帯の階層区分が A 階層及び B 階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(出生者等に対し、総額 3,000 万円以上の補償金を支払う契約)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。)が、404,000 円以上であるとき。 (2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額に B 階層にあつては、20%、C 階層にあつては、30%、D 階層のうち市町村民税所得割の額が 19,000 円までの場合にあつては 50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。 なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。
--	--

表 2 の備考を次のように改める。

備 考	1 この表の C 階層における「均等割の額」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、同階層及び D1～D15 階層における「所得割の額」とは、同項第 2 号に規定する所得割の額をいう。 なお、同法第 323 条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。 (1) 地方税法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。 (2) 地方税法等の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 4 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法第 292 条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族(16 歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第 314 条の 2 第 1 項第 11 号に規定する特定扶養親族(19 歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。)に限る。)に同法第 314 条の 3 第 1 項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。 (3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。 3 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関(入所に限る。)をいう。 4 措置児童等の属する世帯の階層が B 階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は 0 円とする。 (1) 単身世帯……扶養義務者のいない世帯 (2) 母子世帯等……母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 1 項の配偶者のない女子又は同条第 2 項の配偶者のない男子であつて、民法第 877 条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。 (3) 在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、児童福祉法第 24 条の 2 により障害児入所施設を利用する児童、障害者総合支援法第 6 条の自立支援給付の受給者(障害者総合支援法第 5 条第 6 項、第 7 項、
--------	--

	第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。)又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯……次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。 ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。 イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者。 ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。 エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。 (4) その他の世帯…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。
5	同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設の同表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。
6	措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、児童福祉法第56条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。 ただし、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。
7	6の規定は、B階層と認定された世帯に属する措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前の障害児である場合についても同様とする。

三重県告示第453号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

令和3年6月29日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の名称	所在地	医師氏名	担当する障害分野
三重県厚生農業協同組合連合会 松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望 102	瀬 木 祐 樹	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
三重県厚生農業協同組合連合会 松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望 102	南 平 麻 衣	肢体不自由
三重県厚生農業協同組合連合会 松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望 102	岸 本 智 之	肢体不自由
松阪市民病院	松阪市殿町 1550	中 村 公 一	肢体不自由
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174	齋 木 晴 子	呼吸器機能障害
市立四日市病院	四日市市芝田 2 丁目 2-37	江 坂 和 大	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害
みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458-1	川 村 清 志	肢体不自由
日本赤十字社 伊勢赤十字病院	伊勢市船江一丁目 471-2	小 田 裕 靖	肢体不自由 呼吸器機能障害
三重県厚生農業協同組合連合会 松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望 102	宇 野 研一郎	肢体不自由 呼吸器機能障害
医療法人 東海眼科	津市羽所町 399	辻 浦 亜 紀	視覚障害
三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132	掃 部 俊 貴	平衡機能障害 音声言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由

三重県告示第454号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により朝日町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和3年6月29日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンターオークワみえ朝日インター店

三重郡朝日町向陽台3丁目2-1

2 朝日町から聴取した意見

意見なし

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和3年6月29日から同年7月29日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第455号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第2項の規定に基づき、当該道路の通行方法を次のとおり定め、令和3年7月2日から施行します。

なお、車両制限令第3条第4項に定める道路の指定及び同令第10条第2項に定める通行方法（令和2年三重県告示第454号）は、令和3年7月1日限り廃止します。

令和3年6月29日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道164号	四日市市千歳町字千歳9番1から 四日市市中部136番1地先まで
一般国道165号	津市戸木町字東羽野5462番12地先から 津市雲出本郷町字松縄1706番11地先まで
一般国道306号	鈴鹿市長澤町字柳壺1280番5地先から 鈴鹿市山本町13番5まで
一般国道306号	三重郡菰野町潤田1187番1から 三重郡菰野町千草3318番まで
一般国道365号	いなべ市大安町高柳字馬置587番4地先から いなべ市大安町高柳字村前2130番2地先まで
一般国道421号	いなべ市員弁町楚原字一本松811番3地先から いなべ市大安町石樽東字北野1854番8地先まで
一般国道422号	北牟婁郡紀北町東長島字津本1113番2から 北牟婁郡紀北町東長島字玉3395番2まで
一般国道425号	尾鷲市倉ノ谷町1083番2から 尾鷲市倉ノ谷町1087番30まで
一般国道477号	四日市市久保田二丁目622番2から （三滝川左岸側経由） 四日市市智積町字間渡5929番まで
一般国道477号	四日市市高角町字西川原2443番1から 三重郡菰野町大字吉澤字八反田1692番3まで
一般国道477号	四日市市黒田町524番1地先から 三重郡菰野町潤田1633番まで
県道四日市楠鈴鹿線	四日市市末広町19番15から 四日市市浜旭町24番3地先まで
県道神戸長沢線	鈴鹿市汲川原町字屋敷田71番1地先から 鈴鹿市長澤町字野溝2019番1地先まで
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市神戸三丁目169番7から 鈴鹿市庄野羽山三丁目3216番1地先まで
県道松阪第2環状線	松阪市上川町2739番63地先から 松阪市上川町4078番1地先まで

県道上海老茂福線	四日市市中村町字広ヶ谷 995 番 2 から 四日市市茂福町 2046 番地先まで
県道湾岸桑名インター線	桑名市大字福岡町 475 番 1 地先から 桑名市大字和泉 436 番 2 地先まで
県道四日市菰野大安線	いなべ市大安町石樽東字北野 1854 番 8 地先から いなべ市大安町門前字上ノ端 2434 番 21 地先まで
県道桑名四日市線	四日市市東茂福町 2047 番 1 地先から 四日市市霞一丁目 17 番 1 地先まで
県道南中津原畑新田線	いなべ市員弁町市之原字中貝戸 1777 番 11 地先から いなべ市員弁町畑新田字留岸 32 番地先まで
県道宮東日永線	四日市市宮東町三丁目 26 番から 四日市市大字馳出 1050 番 2 まで
県道三行庄野線	鈴鹿市庄野羽山三丁目 3216 番 1 地先から 鈴鹿市汲川原町字郷明 336 番 1 地先まで
県道津香良洲線	津市雲出本郷町字松縄 1704 番 1 地先から 津市雲出伊倉津町字下津 684 番 7 地先まで
県道亀山関線	亀山市太岡寺町字鳥池 567 番 1 地先から 亀山市太岡寺町字境ノ尾 806 番 6 地先まで

2 通行方法

1 の道路を通行する国際海上コンテナ車は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における左折又は右折にあたっての誘導

ア 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を左折して第三欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 17 号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両」という。）との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄
一般国道 306 号	鈴鹿市長澤町字柳壺（鈴鹿インター西交差点）	県道神戸長沢線
一般国道 421 号	いなべ市大安町高柳（三笠橋南詰交差点）	一般国道 365 号
一般国道 421 号	いなべ市員弁町字野（いなべ警察署東交差点）	一般国道 421 号
一般国道 477 号	四日市市久保田二丁目（久保田橋南詰交差点）	一般国道 477 号（堀木橋南詰交差点の方向の車線に限る。）
県道宮東日永線	四日市市宮東町三丁目（宮東町三丁目交差点）	県道四日市市橋鈴鹿線
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市庄野羽山三丁目（汲川原橋南詰交差点）	鈴鹿市道汲川原橋石丸線
県道三行庄野線	鈴鹿市庄野羽山三丁目（汲川原橋南詰交差点）	県道鈴鹿環状線
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 9 地先（無名交差点）	県道松阪第 2 環状線
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 10 地先（無名交差点）	県道松阪第 2 環状線
四日市市道垂坂平津線	四日市市大矢知町（無名交差点）	県道上海老茂福線

イ 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を右折して第三欄の道路に入るときは、他の車両との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄
一般国道 477 号	四日市市久保田二丁目（久保田橋南詰交差点）	一般国道 477 号（久保田橋北詰交差点の方向の車線に限る。）
県道神戸長沢線	鈴鹿市長澤町字柳壺（鈴鹿インター西交差点）	一般国道 306 号
県道鈴鹿環状線	鈴鹿市庄野羽山三丁目（汲川原橋南詰交差点）	県道三行庄野線
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 9 地先（無名交差点）	県道松阪第 2 環状線
県道松阪第 2 環状線	松阪市上川町 2739 番 10 地先（無名交差点）	県道松阪第 2 環状線

(2) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 47 条

の2第1項に規定する車両をいう。)又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

公 告

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、令和2年10月1日から令和3年3月31日までの三重県公営企業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和3年6月29日

三重県知事 鈴木 英 敬

水道事業

1 事業の概況

令和2年度下半期における水道事業の給水量は次のとおりでした。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・木曽川水系）においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、桑名郡木曽岬町、三重郡朝日町及び同郡川越町に685万4,713立方メートル（年間累計1,394万9,480立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・三重用水系）においては、四日市市、鈴鹿市及び三重郡菰野町に601万2,124立方メートル（年間累計1,222万1,114立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・長良川水系）においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡木曽岬町、三重郡菰野町、同郡朝日町及び同郡川越町に198万4,662立方メートル（年間累計336万9,915立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（中勢系・雲出川水系）においては、津市及び松阪市に689万8,125立方メートル（年間累計1,431万3,998立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（中勢系・長良川水系）においては、津市及び松阪市に529万2,000立方メートル（年間累計1,070万1,600立方メートル）の給水を行いました。

南勢志摩水道用水供給事業においては、伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、多気郡多気町、同郡明和町、同郡大台町、度会郡玉城町及び同郡度会町に1,101万2,323立方メートル（年間累計2,133万2,362立方メートル）の給水を行いました。

水道事業全体で、令和2年度下半期の総給水量は3,805万3,947立方メートル（年間累計7,588万8,469立方メートル）となりました。

2 経理の状況

経理の状況は、三重県水道事業損益計算書（別表1及び別表2）及び三重県水道事業貸借対照表（別表3）のとおりです。

3 予算の概要及び事業の経営方針

(1) 令和3年度予算の概要

ア 業務の予定量

給水区域 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、桑名郡、三重郡、多気郡、度会郡玉城町及び度会町

年間総給水量 72,642,628 立方メートル

1日平均給水量 199,021 立方メートル

主要な建設改良事業

業務設備及び改良事業	事業費	132,585 千円
北勢水道改良事業	事業費	1,510,437 千円
中勢水道改良事業	事業費	2,088,684 千円
南勢水道改良事業	事業費	832,797 千円

イ 収益的収入及び支出の予定額

収 入

第1款 水道事業収益 10,167,750 千円

第1項 営業収益 8,779,866 千円

第2項	営 業 外 収 益	1,387,884 千円
	支 出	
第1款	水 道 事 業 費 用	9,936,551 千円
第1項	営 業 費 用	8,873,671 千円
第2項	営 業 外 費 用	1,060,880 千円
第3項	予 備 費	2,000 千円
ウ	資本的収入及び支出の予定額	
	収 入	
第1款	資 本 的 収 入	2,223,079 千円
第1項	補 助 金	340,520 千円
第2項	出 資 金	296,032 千円
第3項	負 担 金	436,527 千円
第4項	長期貸付金償還金	1,150,000 千円
	支 出	
第1款	資 本 的 支 出	6,513,469 千円
第1項	建 設 改 良 費	4,622,713 千円
第2項	償 還 金	1,890,756 千円

(2) 令和3年度事業の経営方針

1 日最大給水量

北中勢水道用水供給事業(北勢系・木曽川用水系)	80,300 立方メートル
北中勢水道用水供給事業(北勢系・三重用水系)	51,000 立方メートル
北中勢水道用水供給事業(北勢系・長良川水系)	18,000 立方メートル
北中勢水道用水供給事業(中勢系・雲出川水系)	81,416 立方メートル
北中勢水道用水供給事業(中勢系・長良川水系)	58,800 立方メートル
南勢志摩水道用水供給事業	139,850 立方メートル

別表 1

三重県水道事業損益計算書

令和2年10月1日から

令和3年3月31日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	4,034,202,698	営 業 収 益	4,068,331,079
原 水 及 び 浄 水 費	1,163,950,604	給 水 収 益	4,061,210,913
配 水 費	284,382,581	そ の 他 営 業 収 益	7,120,166
業 務 費	210,512,762		
総 係 費	158,883,050		
減 価 償 却 費	2,117,892,790		
資 産 減 耗 費	98,580,911		
営 業 外 費 用	252,247,445	営 業 外 収 益	512,576,202
支 払 利 息 及 び	168,775,831	受 取 利 息	550,244
企 業 債 取 扱 諸 費		他 会 計 補 助 金	24,166,000
受 託 工 事 費	78,146,546	受 託 工 事 収 益	78,146,546
雑 支 出	5,325,068	長 期 前 受 金 戻 入	409,584,496
		雑 収 益	128,916
当 期 純 利 益	294,457,138		
合 計	4,580,907,281	合 計	4,580,907,281

別表 2

三重県水道事業損益計算書

令和 2 年 4 月 1 日から

令和 3 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	8,249,908,352	営 業 収 益	8,130,917,693
原 水 及 び 浄 水 費	2,401,876,423	給 水 収 益	8,110,422,027
配 水 費	599,527,700	そ の 他 営 業 収 益	20,495,666
業 務 費	465,511,904		
総 係 費	338,039,124		
減 価 償 却 費	4,255,476,290		
資 産 減 耗 費	189,476,911		
営 業 外 費 用	512,742,655	営 業 外 収 益	1,003,316,364
支 払 利 息 及 び	351,129,041	受 取 利 息	1,077,364
企 業 債 取 扱 諸 費		他 会 計 補 助 金	44,915,000
受 託 工 事 費	156,288,546	受 託 工 事 収 益	156,288,546
雑 支 出	5,325,068	長 期 前 受 金 戻 入	800,007,496
		雑 収 益	1,027,958
当 期 純 利 益	371,583,050		
合 計	9,134,234,057	合 計	9,134,234,057

別表 3

三重県水道事業貸借対照表

令和 3 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	120,550,889,070	固 定 負 債	16,031,238,829
有 形 固 定 資 産	80,172,305,100	企 業 債	10,952,280,351
無 形 固 定 資 産	38,778,583,970	引 当 金	5,078,958,478
投 資 そ の 他 の 資 産	1,600,000,000	流 動 負 債	2,375,389,060
流 動 資 産	11,812,237,390	企 業 債	1,835,772,814
現 金 預 金	9,215,983,385	未 払 金	400,838,113
未 収 金	2,433,062,692	引 当 金	72,583,000
貯 蔵 品	147,772,566	そ の 他 流 動 負 債	66,195,133
前 払 金	418,747	繰 延 収 益	22,179,366,517
そ の 他 流 動 資 産	15,000,000	負 債 合 計	40,585,994,406
		資 本 金	90,364,771,349
		剰 余 金	1,412,360,705
		資 本 剰 余 金	869,153,060
		利 益 剰 余 金	543,207,645
		(うち当期純利益)	(371,583,050)
		資 本 合 計	91,777,132,054
資 産 合 計	132,363,126,460	負 債 資 本 合 計	132,363,126,460

(注) 有形固定資産の減価償却累計額

72,462,658,100 円

繰延収益の収益化累計額

18,047,889,239 円

工業用水道事業

1 事業の概況

令和2年度下半期において、北伊勢工業用水道事業は北中勢地区の工場に9,547万5,038立方メートル(年間累計1億9,606万8,402立方メートル)を、松阪工業用水道事業は松阪市内の工場に706万3,092立方メートル(年間累計1,418万1,915立方メートル)を、また、中伊勢工業用水道事業は津市内の工場に245万2,623立方メートル(年間累計495万5,271立方メートル)をそれぞれ給水し、工業用水道事業全体で総給水量は1億499万753立方メートル(年間累計2億1,520万5,588立方メートル)となりました。

2 経理の状況

経理の状況は、三重県工業用水道事業損益計算書(別表1及び別表2)及び三重県工業用水道事業貸借対照表(別表3)のとおりです。

3 予算の概要及び事業の経営方針

(1) 令和3年度予算の概要

ア 業務の予定量

給水会社数	92社
年間総給水量	216,168,820立方メートル
1日平均給水量	592,243立方メートル

主要な建設改良事業

業務設備及び改良事業	事業費	181,040千円
北伊勢工業用水道改良事業	事業費	3,926,531千円
松阪工業用水道改良事業	事業費	479,703千円
中伊勢工業用水道改良事業	事業費	197,867千円

イ 収益的収入及び支出の予定額

収 入

第1款 工業用水道事業収益	6,303,488千円
第1項 営 業 収 益	5,935,167千円
第2項 営 業 外 収 益	368,321千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	6,042,260千円
第1項 営 業 費 用	5,775,864千円
第2項 営 業 外 費 用	264,396千円
第3項 予 備 費	2,000千円

ウ 資本的収入及び支出の予定額

収 入

第1款 資 本 的 収 入	2,628,350千円
第1項 企 業 債	1,965,000千円
第2項 補 助 金	233,500千円
第3項 出 資 金	318,102千円
第4項 負 担 金	111,748千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	6,006,304千円
第1項 建 設 改 良 費	4,983,243千円
第2項 償 還 金	1,023,061千円

(2) 令和3年度事業の経営方針

1日契約水量

北伊勢工業用水道事業	754,990立方メートル
松阪工業用水道事業	38,500立方メートル
中伊勢工業用水道事業	14,820立方メートル

別表 1

三重県工業用水道事業損益計算書

令和2年10月1日から

令和3年3月31日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	2,438,822,668	営 業 収 益	2,684,885,950
原 水 及 び 浄 水 費	819,169,158	給 水 収 益	2,574,726,093
配 水 費	71,769,454	そ の 他 営 業 収 益	110,159,857
業 務 費	158,700,617		
総 係 費	143,790,914		
減 価 償 却 費	1,205,456,531		
資 産 減 耗 費	39,935,994		
営 業 外 費 用	95,090,919	営 業 外 収 益	182,190,833
支 払 利 息 及 び		受 取 利 息	86,312
企 業 債 取 扱 諸 費	92,966,092		
受 託 工 事 費	1,491,840	他 会 計 補 助 金	3,490,000
雑 支 出	632,987	受 託 工 事 収 益	1,491,840
		長 期 前 受 金 戻 入	175,894,593
		雑 収 益	1,228,088
当 期 純 利 益	333,163,196		
合 計	2,867,076,783	合 計	2,867,076,783

別表 2

三重県工業用水道事業損益計算書

令和 2 年 4 月 1 日から

令和 3 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	5,229,112,596	営 業 収 益	5,401,360,770
原 水 及 び 浄 水 費	1,811,146,092	給 水 収 益	5,179,866,413
配 水 費	210,798,300	そ の 他 営 業 収 益	221,494,357
業 務 費	340,344,213		
総 係 費	294,566,466		
減 価 償 却 費	2,467,044,531		
資 産 減 耗 費	105,212,994		
営 業 外 費 用	197,389,443	営 業 外 収 益	366,129,652
支 払 利 息 及 び		受 取 利 息	430,970
企 業 債 取 扱 諸 費	192,522,616		
受 託 工 事 費	4,233,840	他 会 計 補 助 金	3,490,000
雑 支 出	632,987	受 託 工 事 収 益	4,233,840
		長 期 前 受 金 戻 入	353,585,593
		雑 収 益	4,389,249
当 期 純 利 益	340,988,383		
合 計	5,767,490,422	合 計	5,767,490,422

別表 3

三重県工業用水道事業貸借対照表

令和 3 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	111,290,562,437	固 定 負 債	24,124,117,858
有 形 固 定 資 産	107,225,407,714	企 業 債	18,186,397,628
無 形 固 定 資 産	4,065,154,723	引 当 金	5,937,720,230
流 動 資 産	8,491,562,785	流 動 負 債	1,390,285,769
現 金 預 金	7,685,468,507	企 業 債	1,023,060,286
未 収 金	671,170,014	未 払 金	288,760,905
貯 蔵 品	119,591,605	引 当 金	43,068,000
前 払 金	332,659	そ の 他 流 動 負 債	35,396,578
そ の 他 流 動 資 産	15,000,000	繰 延 収 益	16,930,623,184
		負 債 合 計	42,445,026,811
		資 本 金	75,415,846,174
		剰 余 金	1,921,252,237
		資 本 剰 余 金	1,228,730,149
		利 益 剰 余 金	692,522,088
		(うち当期純利益)	(340,988,383)
		資 本 合 計	77,337,098,411
資 産 合 計	119,782,125,222	負 債 資 本 合 計	119,782,125,222

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 66,391,427,353 円
繰延収益の収益化累計額 17,731,708,749 円

電気事業

1 事業の概況

R D F 焼却・発電事業の終了に向けた取組を進めました。

2 経理の状況

経理の状況は、三重県電気事業損益計算書（別表 1 及び別表 2）及び三重県電気事業貸借対照表（別表 3）のとおりです。

3 予算の概要及び事業の経営方針

(1) 令和 3 年度予算の概要

ア 業務の予定量

主要な事業

施設撤去事業	事業費	810,000 千円
--------	-----	------------

イ 収益的収入及び支出の予定額

収 入

第 1 款 電 気 事 業 収 益	1,196 千円
-------------------	----------

第 1 項 営 業 外 収 益	1,196 千円
-----------------	----------

支 出

第 1 款 電 気 事 業 費 用	1,430,679 千円
-------------------	--------------

第 1 項 営 業 費 用	1,013,237 千円
---------------	--------------

第 2 項 営 業 外 費 用	1,639 千円
-----------------	----------

第 3 項 特 別 損 失	413,803 千円
---------------	------------

第 4 項 予 備 費	2,000 千円
-------------	----------

(2) 令和 3 年度事業の経営方針

施設撤去等事業	R D F 焼却・発電施設の撤去等
---------	-------------------

別表 1

三重県電気事業損益計算書

令和2年10月1日から

令和3年3月31日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	105,367,847	営 業 収 益	353
一 般 管 理 費	105,367,847	そ の 他 営 業 収 益	353
営 業 外 費 用	2,280,428	営 業 外 収 益	1,291,703
支 払 利 息 及 び	682	受 取 利 息	520,172
企 業 債 取 扱 諸 費		他 会 計 補 助 金	760,000
雑 支 出	2,279,746	雑 収 益	11,531
特 別 損 失	300,000,000		
R D F 処理委託料清算金	300,000,000		
		当 期 純 損 失	406,356,219
合 計	407,648,275	合 計	407,648,275

別表 2

三重県電気事業損益計算書

令和 2 年 4 月 1 日から

令和 3 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	193,329,784	営 業 収 益	353
一 般 管 理 費	193,329,784	そ の 他 営 業 収 益	353
営 業 外 費 用	2,280,428	営 業 外 収 益	1,773,214
支 払 利 息 及 び	682	受 取 利 息	693,005
企 業 債 取 扱 諸 費		他 会 計 補 助 金	760,000
雑 支 出	2,279,746	雑 収 益	320,209
特 別 損 失	300,000,000		
R D F 処理委託料清算金	300,000,000		
		当 期 純 損 失	493,836,645
合 計	495,610,212	合 計	495,610,212

別表 3

三重県電気事業貸借対照表

令和 3 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	364,370,741	固 定 負 債	165,931,039
事 業 外 固 定 資 産	364,370,741	引 当 金	165,931,039
流 動 資 産	3,164,276,368	流 動 負 債	45,669,616
現 金 預 金	3,164,156,821	未 払 金	35,052,416
未 収 金	119,547	引 当 金	10,098,000
		そ の 他 流 動 負 債	519,200
		負 債 合 計	211,600,655
		資 本 金	3,810,883,099
		剰 余 金	△493,836,645
		欠 損 金	493,836,645
		(うち当期純損失)	(493,836,645)
		資 本 合 計	3,317,046,454
資 産 合 計	3,528,647,109	負 債 資 本 合 計	3,528,647,109

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの三重県公営企業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 3 年 6 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

流域下水道事業

1 事業の概況

令和 2 年度下半期における流域下水道事業の処理水量は次のとおりでした。

北勢沿岸流域下水道（北部処理区）においては、四日市市、桑名市、いなべ市、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡朝日町及び同郡川越町からの汚水 1,792 万 3,227 立方メートル（年間累計 3,744 万 1,779 立方メートル）を処理しました。

北勢沿岸流域下水道（南部処理区）においては、四日市市、鈴鹿市及び亀山市からの汚水 834 万 2,763 立方メートル（年間累計 1,690 万 4,309 立方メートル）を処理しました。

中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）においては、津市からの汚水 74 万 5,473 立方メートル（年間累計 149 万 7,826 立方メートル）を処理しました。

中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）においては、津市からの汚水 477 万 8,934 立方メートル（年間累計 979 万 9,859 立方メートル）を処理しました。

中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）においては、津市、松阪市及び多気郡多気町からの汚水 546 万 2,603 立方メートル（年間累計 1,100 万 4,501 立方メートル）を処理しました。

宮川流域下水道（宮川処理区）においては、伊勢市、多気郡明和町及び度会郡玉城町からの汚水 368 万 6,580 立方メートル（年間累計 736 万 9,879 立方メートル）を処理しました。

流域下水道事業全体で、令和 2 年度下半期の総処理水量は 4,093 万 9,580 立方メートル（年間累計 8,401 万 8,153 立方メートル）となりました。

2 経理の状況

経理の状況は、三重県流域下水道事業損益計算書（別表 1 及び別表 2）及び三重県流域下水道事業貸借対照表（別表 3）のとおりです。

3 予算の概要及び事業の経営方針

(1) 令和 3 年度予算の概要

ア 業務の予定量

流域関連市町 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、員弁郡、三重郡、多気郡多気町及び明和町、度会郡玉城町

年間総処理水量 85,567,000 立方メートル

1 日平均処理水量 234,430 立方メートル

主要な建設改良事業

国補北勢沿岸流域下水道（北部）建設事業	事業費	463,425 千円
国補北勢沿岸流域下水道（南部）建設事業	事業費	4,551,442 千円
国補中勢沿岸流域下水道（志登茂川）建設事業	事業費	101,955 千円
国補中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸）建設事業	事業費	227,472 千円
国補中勢沿岸流域下水道（松阪）建設事業	事業費	417,884 千円
国補宮川流域下水道（宮川）建設事業	事業費	861,840 千円

イ 収益的収入及び支出の予定額

収 入

第 1 款	流域下水道事業収益	14,145,132 千円
第 1 項	営 業 収 益	6,375,437 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	7,769,695 千円

支 出

第 1 款	流域下水道事業費用	13,994,737 千円
第 1 項	営 業 費 用	13,197,557 千円
第 2 項	営 業 外 費 用	796,680 千円
第 3 項	予 備 費	500 千円

ウ 資本的収入及び支出の予定額

収 入		
第1款	資本的収入	9,145,285 千円
第1項	企業債	1,767,700 千円
第2項	補助金	5,962,823 千円
第3項	負担金	1,414,762 千円
支 出		
第1款	資本的支出	9,834,673 千円
第1項	建設改良費	6,705,173 千円
第2項	償還金	3,129,500 千円

(2) 令和3年度事業の経営方針

1 日最大処理能力

北勢沿岸流域下水道(北部処理区)	149,500 立方メートル
北勢沿岸流域下水道(南部処理区)	64,600 立方メートル
中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)	11,300 立方メートル
中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸処理区)	40,200 立方メートル
中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)	39,000 立方メートル
宮川流域下水道(宮川処理区)	26,800 立方メートル

別表 1

三重県流域下水道事業損益計算書

令和2年10月1日から

令和3年3月31日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	5,734,741,765	営 業 収 益	3,063,241,279
管 渠 費	30,050,365	維持管理負担金収益	3,043,065,635
ポ ン プ 場 費	31,741,203	そ の 他 営 業 収 益	20,175,644
処 理 場 費	1,818,037,337		
総 係 費	78,543,846		
減 価 償 却 費	3,664,086,121		
資 産 減 耗 費	92,091,468		
そ の 他 営 業 費 用	20,191,425		
営 業 外 費 用	327,123,110	営 業 外 収 益	3,981,761,087
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	317,855,632	他 会 計 補 助 金	477,620,000
雑 支 出	9,267,478	長 期 前 受 金 戻 入	3,462,963,958
		雑 収 益	41,177,129
		特 別 利 益	82,144,000
		そ の 他 特 別 利 益	82,144,000
当 期 純 利 益	1,065,281,491		
合 計	7,127,146,366	合 計	7,127,146,366

別表 2

三重県流域下水道事業損益計算書

令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	11,974,388,634	営 業 収 益	5,058,949,364
管 渠 費	30,058,065	維持管理負担金収益	5,037,406,074
ポ ン プ 場 費	87,883,021	そ の 他 営 業 収 益	21,543,290
処 理 場 費	3,985,661,388		
総 係 費	132,644,966		
減 価 償 却 費	7,625,845,621		
資 産 減 耗 費	92,091,468		
そ の 他 営 業 費 用	20,204,105		
営 業 外 費 用	660,070,255	営 業 外 収 益	7,929,760,707
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	650,802,777	他 会 計 補 助 金	777,620,000
雑 支 出	9,267,478	長 期 前 受 金 戻 入	7,110,710,458
		雑 収 益	41,430,249
特 別 損 失	92,617,551	特 別 利 益	82,144,000
そ の 他 特 別 損 失	92,617,551	そ の 他 特 別 利 益	82,144,000
当 期 純 利 益	343,777,631		
合 計	13,070,854,071	合 計	13,070,854,071

別表 3

三重県流域下水道事業貸借対照表

令和 3 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	236,325,439,661	固 定 負 債	38,683,350,389
有 形 固 定 資 産	236,295,664,636	企 業 債	38,683,350,389
無 形 固 定 資 産	29,775,025	流 動 負 債	5,955,803,202
流 動 資 産	3,525,307,199	企 業 債	3,116,043,682
現 金 預 金	1,653,418,690	未 払 金	1,644,178,352
未 収 金	1,864,886,164	引 当 金	9,599,000
そ の 他 流 動 資 産	7,002,345	維持管理負担金繰越金	1,164,156,829
		そ の 他 流 動 負 債	21,825,339
		繰 延 収 益	165,578,879,262
		負 債 合 計	210,218,032,853
		資 本 金	9,619,103,610
		剰 余 金	20,013,610,397
		資 本 剰 余 金	19,669,832,766
		利 益 剰 余 金	343,777,631
		(うち当期純利益)	(343,777,631)
		資 本 合 計	29,632,714,007
資 産 合 計	239,850,746,860	負 債 資 本 合 計	239,850,746,860

(注) 有形固定資産の減価償却累計額
繰延収益の収益化累計額

7,617,180,577 円
7,035,662,848 円

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの三重県病院事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 3 年 6 月 29 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 業務の概況

三重県病院事業においては、こころの医療センター、一志病院及び指定管理者制度を導入している志摩病院の 3 病院を管理運営し、それぞれの県立病院に求められている役割・機能等を踏まえながら、県民の皆さんに安全で良質な医療が提供できるよう取組を進めています。

令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの実績は、次のとおりです。

	下半期実績	年間累計
(1) 患 者 数		
入 院	74,542 人	157,621 人
外 来	61,423 人	123,289 人
(2) 建設改良事業		
病院増改築事業	77,025 千円	100,287 千円
資 産 購 入	200,624 千円	203,125 千円

病院増改築事業については、厨房洗浄室改修工事（こころの医療センター）、第 5 診察室機能強化工事（一志病院）等を行いました。また、資産購入については、一般撮影システム一式（志摩病院）等の購入を行い、診療機能の充実を図りました。

2 経理の状況

経理の状況は、損益計算書（別表 1 及び別表 2）及び貸借対照表（別表 3）のとおりです。

3 令和 3 年度予算の概況

(1) 収益的収入及び支出の予定額	
収 入	
第 1 款 病 院 事 業 収 益	5,413,841 千円
第 1 項 医 業 収 益	2,689,242 千円
第 2 項 医 業 外 収 益	2,724,599 千円
支 出	
第 1 款 病 院 事 業 費 用	5,305,979 千円
第 1 項 医 業 費 用	5,161,755 千円
第 2 項 医 業 外 費 用	144,224 千円
(2) 資本的収入及び支出の予定額	
収 入	
第 1 款 資 本 的 収 入	1,429,356 千円
第 1 項 企 業 債	411,800 千円
第 2 項 県 費 負 担 金	417,556 千円
第 3 項 短期貸付金返還金	600,000 千円
支 出	
第 1 款 資 本 的 支 出	1,847,796 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	451,882 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	702,914 千円
第 3 項 長期借入金償還金	90,000 千円
第 4 項 長 期 貸 付 金	3,000 千円
第 5 項 短 期 貸 付 金	600,000 千円

4 令和 3 年度事業の経営方針

県民の皆さんや地域に信頼され、かつ医療従事者にとって魅力のある病院づくりを進めながら、良質で満足度の高い医療サービスを実践し、県民の皆さんと共に、生涯にわたって健康な暮らしを続けられる医療環境の実現に貢献します。

なお、令和 3 年度の事業規模及び内容については、次のとおりです。

(1) 年間患者予定数	
入 院	178,458 人
外 来	139,525 人
(2) 建設改良事業	
病院増改築事業	228,001 千円
資 産 購 入	223,881 千円

別表 1

三重県病院事業損益計算書

令和2年 10月 1日から

令和3年 3月31日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
医 業 費 用	2,599,542,480	医 業 収 益	1,196,507,052
給 与 費	1,360,669,954	入 院 収 益	898,700,915
材 料 費	137,263,710	外 来 収 益	225,916,417
経 費	804,154,639	そ の 他 医 業 収 益	71,889,720
減 価 償 却 費	290,841,035		
資 産 減 耗 費	3,305,113		
研 究 研 修 費	3,308,029		
医 業 外 費 用	122,612,601	医 業 外 収 益	1,972,481,898
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	47,530,734	受 取 利 息 配 当 金	42,146
長 期 前 払 消 費 税 償 却	12,174,351	他 会 計 補 助 金	68,283,000
患 者 外 給 食 材 料 費	80,789	長 期 前 受 金 戻 入	123,468,593
雑 損 失	62,826,727	補 助 金	49,416,190
		負 担 金	1,614,500,000
		そ の 他 医 業 外 収 益	116,771,969
下 半 期 純 利 益	446,833,869		
合 計	3,168,988,950	合 計	3,168,988,950

別表 2

三重県病院事業損益計算書

令和 2 年 4 月 1 日から

令和 3 年 3 月31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
医 業 費 用	5,170,491,701	医 業 収 益	2,465,849,901
給 与 費	2,709,160,789	入 院 収 益	1,870,838,082
材 料 費	261,664,659	外 来 収 益	448,394,436
経 費	1,605,447,009	そ の 他 医 業 収 益	146,617,383
減 価 償 却 費	583,300,035		
資 産 減 耗 費	6,511,113		
研 究 研 修 費	4,408,096		
医 業 外 費 用	221,935,792	医 業 外 収 益	3,367,492,207
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	95,072,734	受 取 利 息 配 当 金	85,146
長 期 前 払 消 費 税 償 却	24,421,351	他 会 計 補 助 金	137,379,000
患 者 外 給 食 材 料 費	135,321	長 期 前 受 金 戻 入	247,131,593
雑 損 失	102,306,386	補 助 金	51,020,190
		負 担 金	2,721,254,000
		そ の 他 医 業 外 収 益	210,622,278
当 年 度 純 利 益	440,914,615		
合 計	5,833,342,108	合 計	5,833,342,108

別表 3

三重県病院事業貸借対照表

令和3年 3月 31日現在

(単位：円)

資 産	金 額	負 債 及 び 資 本	金 額
固 定 資 産	8,207,576,800	固 定 負 債	12,112,083,144
有 形 固 定 資 産	7,934,401,541	企 業 債	5,667,029,509
土 地	490,665,273	他 会 計 借 入 金	5,240,592,278
建 物	6,289,984,416	引 当 金	1,204,461,357
構 築 物	309,790,582	流 動 負 債	1,267,813,073
器 械 備 品	825,900,970	企 業 債	702,912,019
車 両	6,788,785	引 当 金	183,105,000
建 設 仮 勘 定	11,271,515	未 払 金	366,940,770
		未 払 消 費 税	7,198,900
無 形 固 定 資 産	2,298,889	及 び 地 方 消 費 税	7,656,384
電 話 加 入 権	2,298,889	そ の 他 流 動 負 債	
投 資 そ の 他 の 資 産	270,876,370	繰 延 収 益	3,497,687,485
長 期 貸 付 金	2,400,000		
長 期 前 払 消 費 税	268,306,370		
そ の 他 投 資	170,000		
流 動 資 産	1,574,016,903		
現 金 預 金	1,096,086,660	負 債 合 計	16,877,583,702
未 収 金	467,426,090	資 本 金	311,409,778
貯 蔵 品	6,979,325	剰 余 金	△7,407,399,777
前 払 費 用	200,000	資 本 剰 余 金	1,371,553,972
前 払 金	324,828	受 贈 財 産 評 価 額	12,053,972
そ の 他 流 動 資 産	3,000,000	県 費 負 担 金	1,359,500,000
		欠 損 金	8,778,953,749
		繰 越 欠 損 金	9,219,868,364
		当 年 度 純 利 益	440,914,615
		資 本 合 計	△7,095,989,999
資 産 合 計	9,781,593,703	負 債 及 び 資 本 合 計	9,781,593,703

(注) 有形固定資産の減価償却累計額

17,201,516,300 円

繰延収益の収益化累計額

3,239,667,295 円

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営ため池等整備事業長妻池地区の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和3年6月29日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
令和3年6月30日から同年7月29日まで
- 縦覧の場所
亀山市役所産業建設部産業振興課（亀山市本丸町577番地）

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和3年6月29日

三重県知事 鈴木 英 敬

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 特定役務の名称 | 漁業取締船「伊勢」中間検査及び同検査に伴う修繕 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町13番地
農林水産部水産資源管理課 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和3年6月11日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県北牟婁郡紀北町長島1890番地1
きりゅう造船株式会社 代表取締役 中野 保 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 40,000,000 円
契約金額 44,000,000 円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和3年4月23日 |

正 誤

令和2年11月27日付け三重県公報第162号に登載しました、三重県病院事業の業務状況の公表の公告中

ページ	行	誤	正
36	16	63,622 人	61,866 人

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
